

保存修理の歴史



中世の建設工事の様子。鑿・槍鉋・手斧などを手に、工匠たちが活発に働いている。右側で長い棒を持っている人物は棟梁で、手にしているのは間竿と呼ばれる定規にあたるもの。左側には、子どもが手伝いをする様子も描かれている。

日本の建物の多くは、古くから木や土などの素材で構成されてきました。こうした建物は、風雨にさらされることにより劣化を余儀なくされます。そのため、長い年月を経て現在まで受け継がれている文化財建造物の多くは、定期的な修理が行われることによって維持されました。建物の材料や置かれている状況などによって異なりますが、屋根の葺替などの維持修理は数十年ごとに、解体・半解体修理などの根本修理は数百年ごとに必要とされます。

江戸時代以前
古代、都の建設や官寺の造営にはその都度、臨時の造営組織が設けられ、これらに関わる建物などの建設や修理は、官の営繕組織が当たっていました。また、有力氏族が氏寺を造営する際などにも、官の営繕組織に属する技術者たちが担当することがありました。

中世では、幕府・貴族の管理する大規模な社寺に、専属の工匠たちがいて、建設工事を担当していました。

江戸時代になると社寺の造営や修理には幕府への届出が必要になり、それ以前にあった建物の規模を超えないという方針のもとに工事が実施されていました。



国宝清水寺本堂の修理に使用する木材を運搬する様子（明治時代）

文化財保護を目的とした近代最初の法律として、明治30年（1897）に「古社寺保存法」が公布されました。この法律により、文化財保護行政は国の機関である内務省社寺局が担当し、明治30年12月28日に「特別保護建造物」（現在の重要文化財に相当するもの）の指定が開始されました。

第1回指定の特別保護建造物は、北野神社（現在の北野天満宮）本殿など、京都府23件、大阪府1件、奈良県18件、滋賀県2件の合計44件でした。「古社寺保存法」が公布される少し前から、古社寺を維持するための保存金の交付が始まりましたが、同法制定後、保存金による修理は、すべて府県に執行を委託することが定められました。さらに、保護対象となる建造物が多く所在する京都府と奈良県には地方技師が配置され、これを契機に京都府内の国指定文化財建造物の保

存修理事業は、京都府が担当することとなりました。

「古社寺保存法」に基づき最初に行われた修理は、大徳寺唐門の解体修理です。続いて清水寺本堂、三千院の往生極楽院阿弥陀堂で保存修理が行われました。

文化財保護法制定以降

現在は、昭和25年（1950）に制定された「文化財保護法」に基づいて文化財保護行政が行われ、京都府内で国庫補助を受けて行われる国宝・重要文化財建造物の保存修理事業については、文化財所有者からの委託を受けて京都府教育委員会が実施するのが基本となっています。

その上で、設計監理を文化財保護課の技術職員が担当して工事を進めています。特に根本修理を行う修理現場では、職員が常駐し、詳細な調査や修理方針の検討、記録の作成にあたっています。また、文化財保護課には伝統的な木工・建具技能を持つ伝統技術職員も在籍していて、根本修理を行う修理現場において、木工事や建具工事を担当しています。

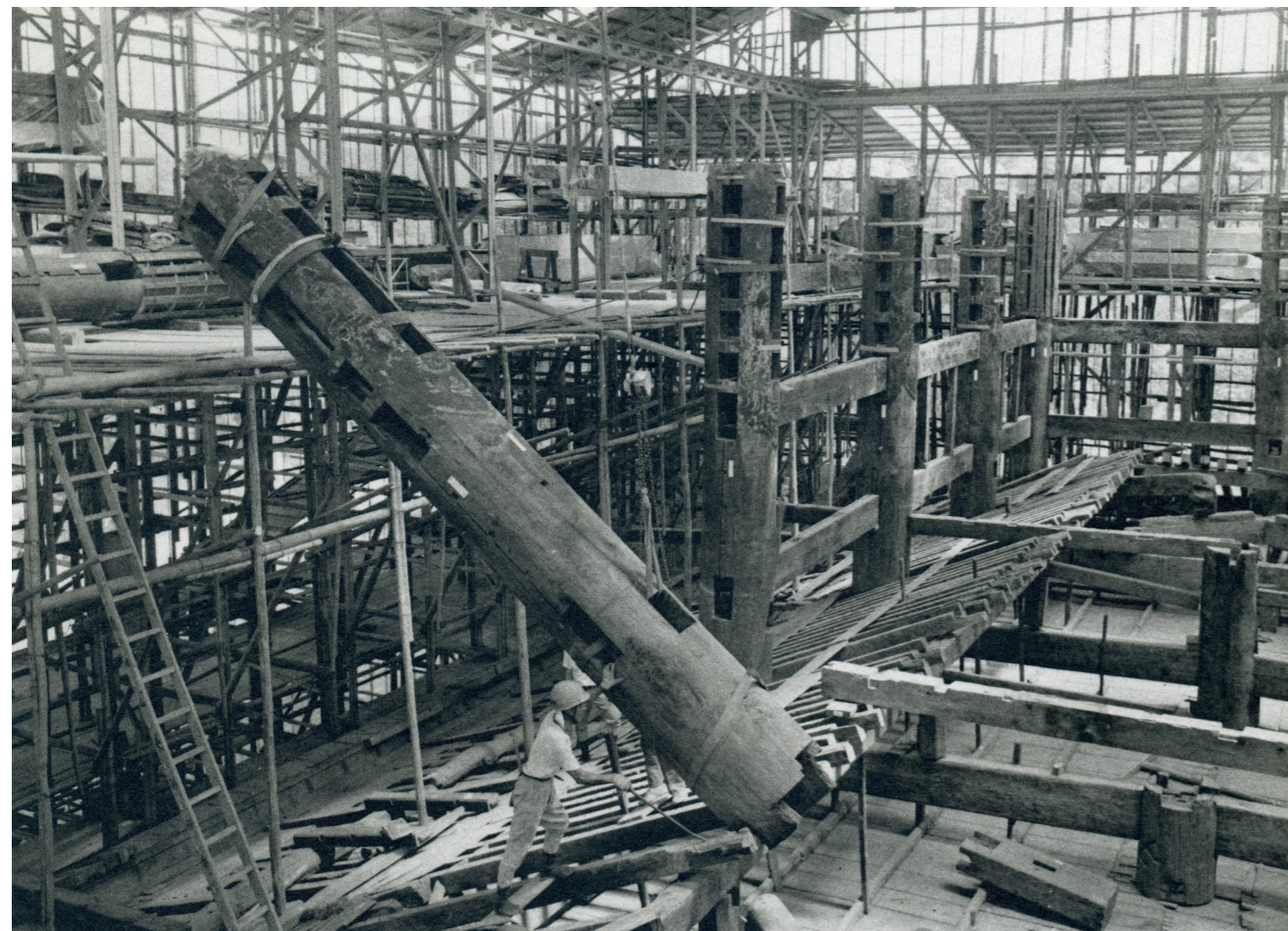
このような体制は、明治30年以来、1世紀を超えて続くもので、文化財建造物を後世に守り伝える上で欠かすことのできないものとなっています。



国宝光明寺二王門の部材の組立（昭和修理時）



国宝大報恩寺本堂の部材の運搬（昭和修理時）



国宝東福寺三門の上層を解体している様子（昭和47年当時）